

水・大気環境局土壌環境課

1．事業の概要

土壌汚染対策が広く行われるようになってきていることを反映して、汚染土壌が大量に全国各地へ移動している。また、汚染土壌は処理費用がかかり、見た目では区別がつかず問題が顕在化しにくいいため、廃棄物の不法投棄と似たような状況を招来するとの懸念がある。このため、実態把握に努めているところであり、汚染土壌の不適切な処理が実際に生じている事例も判明している。

これらの実態を踏まえ、中央環境審議会においては平成20年12月に「今後の土壌汚染対策の在り方」を取りまとめたところであり、この中で土壌汚染地から搬出される汚染土壌を搬出汚染土管理票により管理する仕組みや汚染土壌の処分方法等についての守るべき基準を法において規定すべきとされた。

このため、本調査では、これらの施策の実現にむけた検討を行うとともに、汚染土壌が大量に搬出されるという性質を踏まえ、汚染土壌管理を円滑かつ確実に実施するために電子システムの活用を含めた汚染土壌管理票制度についての検討を行うこととする。

2．事業計画

調 査 項 目	H21	H22	H23
汚染土壌物流管理システムの検討	←→		
汚染土壌物流管理システムの運用状況の確認及び改善		←→	
汚染土壌処分施設の技術基準の検討	←→		

3．施策の効果

汚染土壌の処理について、円滑かつ確実な処理を推進できるとともに、利便性向上と利用者の負担軽減を図ることが可能となる。

(拡充) 搬出汚染土物流管理対策検討調査

搬出汚染土
の発生
約300万トン/年
[平成17年度推計]



- ・大量の汚染土が全国各地へ移動
- ・見た目では普通の建設残土と見分けがつかない
- ・処理費用が高額

- ・浄化施設
- ・処分場
- ・セメント工場



不適正な処理が発生

- ・運搬や処分などのルールの設定
- ・効率的な搬出汚染土壌管理システムの構築